



《会計・税務の知識》 生前贈与の落としあな

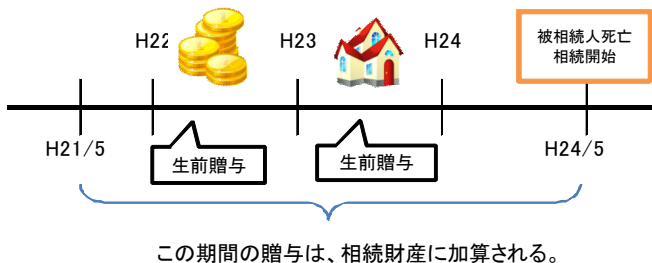
平成23年度以降、個人増税の流れが加速してきました。政府税制調査会は税制抜本改革としてさらに相続税の増税を検討しています。

このような流れの中、相続税が増税される前に、できるだけ安い税負担で贈与をと考えている方もいると思います。そこで今回は『贈与したのに相続財産となってしまう』という生前贈与の落とし穴についてご紹介します。

1. 相続開始前3年以内の贈与

贈与税は累進税率のため、毎年コツコツ贈与することで税率を抑えた上で相続財産も減らすことができます。しかし、不当に相続税を低くするような対策を防止するため、相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合は、贈与された財産を相続財産にプラスして相続税額を計算するという制度が設けられています。

【具体例】



2. 3年以内の贈与財産の相続税額の計算

相続財産の課税価額に含まれることになる「相続開始前3年以内に贈与した財産」の価額は、贈与の時における価額によるものとされます。ただし、贈与税の配偶者控除の適用を受けた部分があ

【3年以内の贈与の相続税額計算】

(1) 相続財産の課税価額の計算

$$\text{相続財産の課税価額} = \text{相続発生時の所有財産} + \text{相続開始前3年以内に生前贈与した財産}$$

(2) 相続税額の計算

$$\text{相続税額} = \left(\text{相続財産の課税価額} - \begin{array}{l} \text{遺産に係る基礎控除額} \\ (5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人数}) \end{array} \right) \times \text{税率} - \text{既払贈与税額}$$

(3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数)への改正が検討されています。

る場合には、その部分の金額は加算されません。また、相続開始前3年以内の贈与により、既に納付した贈与税額は相続税から控除することができます。

3. 生前贈与加算されないための贈与方法

では、相続開始前3年以内の贈与は、相続税対策としては無駄なのでしょうか。実は3年以内の贈与でも、相続財産に加算されない場合があります。相続開始前3年以内の贈与の加算対象者は、相続により財産を取得した相続人に限られます。したがって、相続人ではない人への贈与は、3年以内であっても相続財産に加算されることはありません。相続人でない人とは、例えば子供の配偶者や孫です。

ただし、子の配偶者や孫への贈与でも気をつけなければいけない場合があります。それは贈与を受けた子の配偶者や孫が、相続の時に遺言などにより財産を取得するケースです。相続により財産を取得したものは、相続開始前3年以内の贈与の加算対象者となってしまいますので、子の配偶者や孫が、相続の時に財産を取得する場合には、他の相続人同様に、3年以内に贈与を受けた財産は、相続財産に加算されることになります。

4. 贈与の計画・実行はお早めに

相続税対策のため、贈与分岐点を検討し、できるだけ低い税率で贈与したとしても、それが亡くなる直前では、相続財産に加算されてしまうことから効果はあまりありません。相続税対策として贈与を検討する場合には、3年間という期間に重複しないようにできるだけ早めに計画を立て贈与していくことが重要です。(担当：塚越)